

2022 年賃金確定要求に対する回答（給与課諸手当部分）

要 求	回 答
<p>2. 諸手当</p> <p>諸手当については、国・他都市の動向、民間支給状況を見極めつつ、大都市事情を考慮して検討すること。住居手当については、労使合意を前提に持家にかかる手当の回復及び、制度の維持・改善をはかること。また、扶養手当については、現行水準を維持すること。通勤手当について改善をはかること。地域手当については、現行の支給水準を維持するとともに、本給繰り入れを基本に支給率の改善をはかること。手当の改廃については、職務の実績を鑑み、慎重かつ適切に対応すること。</p>	<p>住居手当については、令和元年度本市人事委員会から本市における住居手当の在り方について、国や他都市状況等を注視しながら調査・研究していくとした意見が出されているところであり、今後の動向を注視してまいりたい。</p> <p>扶養手当については、平成 30 年 4 月に支給額の見直しを行ったところであるが、引き続き人事委員会の意見等を注視してまいりたい。</p> <p>通勤手当については、令和 4 年 4 月 1 日に認定基準の見直しを行ったところであるが、引き続き制度内容について十分な検証を行うとともに、必要に応じて協議を行ってまいりたい。</p>
<p>16. 夜間勤務手当及び超過勤務手当（深夜超勤を含む）の支給率の改善をはかること。</p>	<p>夜間勤務手当及び超過勤務手当（深夜超勤を含む）の支給率については、本市職員の水準が他都市と同水準であることを踏まえると、改善を図ることは困難である</p>
<p>18. その他</p> <p>(7) 臨時・非常勤職員及び任期付職員の勤務・労働条件については、地方公務員法改正の趣旨などを踏まえた改善を行うこと。会計年度任用職員制度については、正規職員との権衡を確保するとともに、賃金水準の改善を行うこと。任期付職員制度については、職の流動化や人件費抑制を意図する運用を行わないこと。</p>	<p>任期付職員の給与については、総務省通知等を踏まえ、正規職員と同様の制度とするとともに、通勤手当の支給方法については、月途中で採用された場合等の特例を設けているところである。</p> <p>会計年度任用職員制度については、地公法改正の趣旨を踏まえ、正規職員と同様に職員個人の前歴に応じた初任給決定を行い、期末手当を支給できるものとしたところであるが、引き続き運用実態を注視するとともに、勤務労働条件に関する課題が生じた場合には、十分な交渉・協議等を行ってまいりたい。</p>

<p>19. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、市民及び職員の安全を確保するためにも、<u>業務執行体制の構築</u>はもとより、職員が安心して業務に従事できるよう、職場環境の整備や制度の充実をはかること。また、関係業務にかかる手当等については、さまざまな事態を想定し、業務実態を踏まえた措置を講じること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症にかかる特殊勤務手当については、従来の感染症予防救済従事者手当の支給対象に新型コロナウイルス感染症に対応した場合を加えるとともに日額 3,000 円へと改定をしている。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策のための緊急措置に係る作業に従事した場合にあっては、日額 3,000 円又は 4,000 円を支給することとしている。</p> <p>新たな業務が発生した場合には、適宜国、他都市状況も踏まえ検討をしてみたい。</p>
---	--